

公 告

下記の事業について、総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成20年9月2日

名取市長 佐々木 一十郎

記

1 入札執行者

名取市長 佐々木 一十郎

2 担当部局

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80
名取市教育委員会教育部庶務課施設係
電 話 番 号 022-384-2111
F A X 番 号 022-384-9690
e - m a i l k-sisetu@city.natori.miyagi.jp
ホームペーシ` http://www.city.natori.miyagi.jp

3 競争入札に付する事項

(1) 事業名

(仮称) 名取市新学校給食共同調理場整備等事業 (以下「本事業」という。)

(2) 事業場所

名取市堀内字北竹11-1地内、他

(3) 事業概要

事業者が実施する業務は、次に掲げるとおりである。

- 1) 本施設の整備業務
- 2) 本施設の維持管理業務
- 3) 給食の運営業務

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の市議会における議会の議決を得られた日から平成37年3月末日までとする。

(5) 予定価格

6,759,000,000円 (消費税及び地方消費税を除く。)

4 競争入札参加資格

(1) 入札参加者の参加要件

- 1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、施設の整備業務のうち建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、施設の維持管理業務を担当する者（以下「維持管理企業」という。）、給食の運営業務を担当する者（以下「運営企業」という。）で構成されるものとし、必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を含むことができることとする。

その他企業は、施設の整備業務のうち「調理設備設置・食器食缶等調達業務」、施設の維持管理業務のうち「調理設備・食器食缶等保守管理業務」を担当することができるものとする。

入札参加者は、単独企業（設計、建設、維持管理、運営等を単独の企業で実施する、以下「入札参加企業」という。）とすることも、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。入札参加グループの場合は、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業及びその他企業を、入札参加グループの構成員という。

いずれの場合も、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の名称等について明らかにすること。

2) 業務の再委託

設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業は、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能とする。

なお、施設の整備業務のうち「調理設備設置・食器食缶等調達業務」、施設の維持管理業務のうち「調理設備・食器食缶等保守管理業務」及び給食の運営業務のうち「配送・回送業務」を協力企業に再委託（再発注）する場合は、入札書等及び入札提案書類の提出時に、これら協力企業の名称等について明らかにすること。

3) 入札参加グループの場合の参加要件

入札参加グループで申し込む場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が入札に関する手続を行うこと。代表企業については、担当業務に制限はなく、マネジメント業務、金融業務等を担当する構成員も含むものとする。

イ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業の変更は認めない。

ウ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行い、入札書等及び入札提案書類の受付期限日（開札日）の前日までかつ市が承諾した場合にかぎり、

代表企業を除く構成員の変更を行うことができる。

エ 入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員としての重複参加は認めないとともに、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）として再受託（再受注）する協力企業としての重複参加も認めない。

（２）入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のうち、設計企業、建設企業、運営企業は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。

また、設計企業、建設企業、運営企業は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、すべての者が以下の資格要件を満たしていること。

なお、維持管理企業並びにその他企業については、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとし、特段の資格要件を設けない。

１）設計企業

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしていること。

イ 平成 20 年度名取市入札参加資格者名簿に申請種目「建築一般」又は「建設コンサルタント」で登録をしていること。

ウ HACCP 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

※ 工事監理は、設計企業が実施すること。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合は、当該設計企業以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計に当たる者と同じとする。

２）建設企業

ア 建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 平成 20 年度名取市入札参加資格者名簿に申請種目「建築一式工事」で登録をし、競争参加資格に関する確認基準日直近の経営事項審査結果通知書の総合評点（P）が、850 点以上であること。

ウ 延床面積 3,000 m²以上の施工実績があること。

３）運営企業

ア HACCP 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

イ 以下の調理業務に関する実績のいずれかを有していること。

- ① 学校給食施設における調理業務
- ② 集団調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）における調理業務

(3) 入札参加企業又は入札参加グループに関する制限

以下に該当する者は、入札参加企業、入札参加グループの構成員になれないものとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- 3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てがなされている者
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者、かつ、取り消し決定を受けていない者は除く。）
- 5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者、かつ、取り消し決定を受けていない者は除く。）
- 6) 名取市建設工事入札参加有資格事業者指名停止基準による指名停止の期間中である者
- 7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者
- 8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3号の規定による営業停止の期間中である者
- 9) 直前2年間の国税及び地方税を滞納している者
- 10) 市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者

※ なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう（以下同じ。）。

- 11) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関するアドバイザー業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は本事業について、石井法律事務所（法務アドバイザー）と提携している。）

(4) 入札参加資格の確認基準日等

入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限日とする。

なお、入札書等及び入札提案書類の受付期限日（開札日）から基本協定の締結の日までに入札参加者の備えるべき競争参加資格を欠く入札参加企業及び入札参加グループは失格とする。また、本事業の入札において、入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したときは、基本協定の締結の日を超える日以降であっても、入札を無効とする場合がある。

5 入札説明書の公表

入札説明書等の公表は、市のホームページにて行う。

(1) 公表日

平成20年9月2日（火）

ホームページ <http://www.city.natori.miyagi.jp>

6 入札参加資格確認申請書等の受付

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付を以下の要領で行う。

(1) 受付日時

平成20年10月20日（月）から10月23日（木）午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出書類

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書

(3) 受付場所

上記2に同じ

(4) 提出方法

持参又は、郵送（書留に限る）

(5) 入札参加資格確認通知書の交付

競争参加資格確認審査の結果は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出した入札参加者の代表企業に対して、書面により平成20年10月30日（木）までに市から通知する。

7 入札手続等

(1) 入札方法

地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札を実施する。

(2) 入札提出書類の受付

ア 受付日時

平成20年12月18日（木）午前9時から正午まで

イ 受付場所

上記2に同じ

ウ 入札書類の提出方法

持参又は、郵送（書留に限る）

※郵送の場合は受付日時までに必着すること。

(3) 開札

ア 開札日時

平成20年12月18日（木）午後1時30分

イ 開札場所

名取市役所 6階小会議室

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

施設整備費相当分（ただし、施設の整備業務に関する金利支払額を除く。）の100分の10とする。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札説明書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

別紙「（仮称）名取市新学校給食共同調理場整備等事業 落札者決定基準」に記載のとおりとする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 照会窓口は、名取市教育委員会教育部庶務課施設係（電話 022-384-2111）とする。

(3) 本事業の特定事業契約については、落札者が設立したSPCと仮契約を締結した上、名取市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月23日 名取市条例第3号）第2条の規定等による市議会の議決があったとき、本契約が成立する。

(4) 詳細は入札説明書による。